



HUG

第7号

令和2年3月
発行

平成29年度・平成30年度・平成31年度
長野県養育費・面会交流支援モデル事業

離婚後も親権は 『共同親権』とすべきである

元長野県教育長 山口利幸



2月27日、安倍首相は新型コロナ対策が新たな段階に入ったことを理由に、翌週の3月2日(月)から全国の小・中・高及び特別支援学校を春休みまで休業とする旨発表しました。

早速知り合いの福祉施設の管理者の方から電話がかかってきました。「山口さんどう思う?本当に教育委員会はやるかね?もし実施されると困ることが起きる」と。私は「大変唐突な感じがする」といくつかの理由を挙げてまず感想を述べ、その上で「政府の要請通り対応するかどうかは別としてもやらざるを得ないのではないか。困ることって何?」と聞きましたら「非常勤職員の多くは子育て中で、その人たちが勤務できないと実質的に業務が回っていかない」とのことでした。

知人は職場の人員確保を訴えていましたが、私は子どもの面倒を見るために仕事を休まざるを得なくなるひとり親や非正規雇用者の生活はどうなるのだろうか?中学生以上ならともかく小学生の低学年の子どもを家庭に残して留守番させることができるのだろうか?家庭に居場所がない子や子どもの面倒をみる人がいない家庭はどうなるのだろうか?と気になりました。

本県ではほぼ全市町村、県が要請に沿った措置を決めました。「政治の力」の大きさを痛感したところですが、その後、現場や関係者の懸命な努力や工夫で、いまのところ重大な事故につながるケースは聞いていませんが、様々な問題が生じておりこの施策の唐突感や妥当性への疑問などがなくなったわけではありません。もし仮に新型コロナが収束に向かわず4月以降も罹患者が増え続けたらひとり親家庭は経済的に破綻し、「新型コロナ災害」が貧困層に発生するのではないかと恐れています。

HUGの活動で気づいたことは、子どもの貧困が両親の離婚をきっかけに生じるケースが多いことでした。離婚の一つの山は子育て世代にあります。子どもの幼少期における離婚で多くの場合母親が親権を取りますが、子育て中の女性の雇用環境が極めて厳しいこと、非正規雇用が多く、加えて養育費が支払われているのは3割(面会交流は2割)とされています。HUGの活動の中でもこういった状況下の母親に多数出会いました。

貧困は子どもから様々なものを奪います。規則正しい生活リズム、健康を保持するに必要な食事や睡眠、家族内の会話や文化的活動、さらに親の人間関係の縮小が子どもの対人関係の縮小に跳ね返ること等々です。また、子どもは親の離婚が自分のせいかもしれないと思ひこむなど心に重い傷を負うことも多くあり、情緒不安や不登校、反社会的行為に走る場合も多いとされています。(HUGの活動の中このようなケースが多いにありました)子どもの成長に負の影響を与えることが多いのです。

こうした現状を打開するには様々な施策が求められますが、案外知られていないのは離婚を巡る制度的欠陥があるという点です。日本は、離婚の際に親権をどちらかの親が単独で得るという「単独親権制」をとる数少ない国です。離婚しても子どもが成人するまで法律上の親子関係は続くのですが、実質は離婚が「親子関係の切れ目」と受け止められているケースが多いのです。

夫婦関係が破綻しても親子関係が破綻していない場合など「面会交流」が別居親の権利として認められてはいますが実施されていない、これと表裏の関係として養育費が支払われていないという問題が生じています。3月8日の『信濃毎日新聞』に面会交流を巡る審判や調停を

*P1より続き

求める件数が増加しているとの記事が載りました。それによれば、2008年度7,281件が2018年度には14,943件(約2倍の増)、長野県の数値も89件が233件(2.6倍)に増加したと伝えていました。当然この係争に子どもが巻き込まれているのです。子どもの成人まで親が共同して親権を行使する義務(権利)とする「共同親権制」に民法改正をすべきです。昨年「来年度に法制審議会に諮る予定」との報道がありましたが、その後報道はされておられません(私が知らないのかもしれませんが)。

「共同親権」になれば、ひとり親家庭の経済は安定します。

養育費の支払いが法律的強制力を持つからです。また、定期的な面会交流も保証されるので別居親と子どもの関係も維持されます。子どもは今まで通り両親との関係を維持できます。国によっては母、父への親学の研修を義務付けている例もあり、子どもの育成を真ん中に据えて向き合った結果、夫婦の関係の修復までなされる例が実際にありました。もちろんDVによる離婚の場合などは共同親権制になっても事態の好転につながることは難しいので、「共同親権」を基本に据え例外的に「単独親権」を認めるようにすべきだと思います。如何でしょうか。

当会の活動報告

平成31年度HUG総会開催

令和元年5月18日、安曇野市豊科交流学習センター「きぼう」で、平成31年度総会が開かれました。

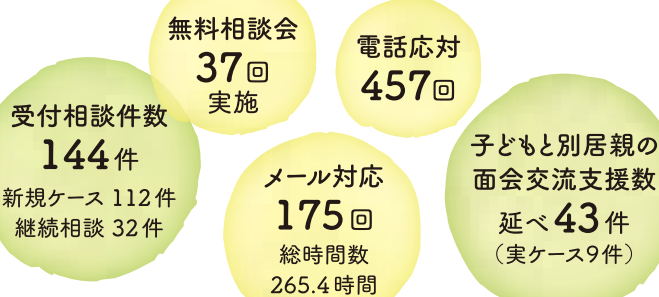
理事長と望月雄内県議の挨拶の後、議長に平林明氏を選出され、平成30年度事業報告・会計報告・監査報告・令和元年度事業計画・予算計画・定款変更(その他の事務所の変更)が承認されました。また利用規約の見直し、面会交流支援員の研修会開催について、また傷害保険についても事務局から提案され、審議の後承認されました。

相談事業の報告では、面会交流についての相談が昨年の23件から49件と倍増していることがわかり、面会交流の重要性の認識が深まっていることが伺える結果となりました。面会交流支援事業については、県外より関係者が依頼や支援を希望するケースや、県内各地に対応が必要となるケースが増え、スタッフ育成が急務となってきています。活動資金は会員の年会費や委託事業費の他、企業等より善意のご寄付を戴き活動を継続することができました。講演会・研修会等での啓発活動も新聞等で紹介され認知が進みつつありますがまだ十分とは言えません。利用者の喜びの声を励みに頑張ろうと誓いを新たに閉会となりました。



出席者は臨床心理士・降旗勝道理事長、元県教育長の山口利幸副理事長、理事・望月雄内県会議員、平林明安曇野市市会議員、青木豊子前松本市会議員、杜雅鈴相談員(監事)、子どもの面会交流支援員等10名。

*平成30年度(H30年4月～H31年3月)事業報告書より



令和元年9月～2年2月まで 県の養育費・面会交流支援モデル事業(3回目)に指定されました

本年度も長野県県民文化子ども・家庭課の「令和元年度養育費・面会交流支援モデル事業」の公募に応募し、当NPO子ども・家庭支援センター HUGが昨年に引き続き、3回目の選定を受けました。

令和元年9月から令和2年2月までの無料相談会は長野県の業務委託費を活用し、県のモデル事業として実施されました。通常の相談会では交通費・会場費を

相談者に一部負担いただいているのですが、委託事業の期間は完全に無料となります。

該当期間内は相談予約も混み合うところから、相談会に行こうか迷っていても、費用の負担があるということで諦めてしまう方もおられると想像できます。

このような現状から、多くの当事者が相談会に参加できるように今後も年間を通して公的な補助を切望します。

面会交流支援の講習会を開催

令和元年6月30日

5月の総会での提案を受け、6月30日に第1回面会交流支援研修会が、安曇野市豊科交流学習センター「きぼう」にて開催されました。

当日は面会交流支援員の3名を含む7名が出席。臨床心理士の降旗先生と現在面会交流支援員として活動されている久保田さんより、これまでの実績や面会交流支援の流れや心構えなど、3時間余りにわたり、講習が開催されました。

まず、子どもが親と会えなくなるまでの経緯、それぞれが陥る心理等、面会交流の現況について説明がありました。全国での平成28年度の面会交流の実施状況が母子世帯では31.3%、父子世帯では48.1%と、決して多いとは言えません。面会交流の実施に向けて社会の協力体制も、前進の兆しはあれど十分とは言えず、そのような中で面会交流を実施するにはHUGのような第三者機関の支援が不可



欠とのことでした。

支援内容は3種類あります。1)面会の日時場所の調整、2)受け渡し支援、3)付き添い支援です。

支援全体を通して大切な心構えはとにかく“子どもが一番”ということ。子どもに寄り添った上で、それぞれの関係を尊重し配慮することです。支援員は第三者として中立的な立場で揺るぎない姿勢を見せ、ぶれないこと。感性を研ぎ澄ませ、どちらかに偏ることなく、当事者の持つ問題解決力を引き出せるような視点を持つことです。支援員の対応ひとつで当事者の人生が変わってしまうこともありえるのです！プロ意識を持つこと。

支援当日はスムーズに進行するために、子どもの気持ちが前向きになるような気配りと声掛けが大切です。傾聴の姿勢で見守り、状況に応じて柔軟な対応を心がけます。時には予想外の言動、展開に驚くこともあります。それぞれの違いを認め、失敗してもその都度丁寧にフォローアップを重ねていけば、やがて変化が見られるようになります。急がず時間をかけてじっくり関係性を作り上げて行きます。心からの笑顔が見られた時が支援員のご褒美！こういった過程を見ることは支援員自身を見つめることにもつながるそうです。

問題が起こった時はまずは落ち着いて、子どもに安心感を与えます。双方の話をきちんと聞き、時間をかけてプラス思考で行動することを心がけます。

このように、面会交流支援の重要性を改めて感じる講習内容でした。決して「だれでも簡単にできる支援」ではありませんが、子ども・同居親・別居親の笑顔が増える喜びを糧に頑張っていこうと思います。

YouTube ながのTV

“長野ボランティアステーション” に出演しました

令和元年9月10日

毎月第2火曜日19時から長野市ふれあい福祉センターよりYouTubeで生放送されている、長野ボランティアステーションに、山口副理事長と杜相談員が出演しました。“きちんと考えなければならない大事な問題”としてHUGの活動を紹介していただきました。

HUGの活動趣旨の1は“子ども達一人一人の権利を守り、子ども達の貧困や経済的困窮からの脱却を図る”です。今や結婚3組に1組が離婚となる中、親権のほとんどは母親です。しかし、日本の雇用現状から母子家庭の貧困率は80%となっています。また、日本は離婚後単独親権のため、別居親は離婚後、ほとんど自分の子どもと会えなくなるのが現状です。結果として、別居の父親からの



養育費未払いが増加することとなります。これは現在日本の子どもの貧困の大きな要因です。HUGではこの状況を少しでも引き留められるよう、離婚前から相談を受け付け、離婚後の子どもと別居親の面会交流の支援をしているとの内容でした。

詳しい内容はYouTube『子ども・家庭支援センター HUG 第54回長野ボランティアステーション』で検索してご覧ください

NPO市民協働サポートセンターとの連携により FMぜんこうじに出演できました

令和元年11月10日

子ども・家庭を支援するNPO と言いますと、どのようなご家庭や子どもたちを支援されるのですか。

いろいろな家庭がありますが、幸せな家庭ばかりではなく、実際は、夫婦の間がうまくいかなかった家族もあります。私たち HUG は、別居や離婚を考えておられるご夫婦とのお子様、離婚された後の元夫婦とのお子様に対して、サポートする活動をしています。

どのような支援活動をされているのですか。

大きく分けて2つございます。1つは無料相談会です。長野県内の3会場、長野市、安曇野市、岡谷市で毎月1回相談会を行っています。もう1つは面会交流支援です。面会交流とは、夫婦が別居や離婚をしたときに、お子様と離れて暮らす親御さんと、お子様とがときどき会って、一緒に過ごして交流することです。HUG はそのお手伝いをしています。

無料相談会ではどのような相談が多いのですか。

「夫婦げんかが多い、顔も見たくない、しかし、別れようか迷っている」「別れたくない。仲を取り戻したい」「離婚したいが、子どもが心配。子どもと会えなくなるのではないか?」「離婚したら、生活はどうなるか?裁判は?弁護士は?養育費をもらうには?」「夫婦や親子の悩みだと、相談できる相手が身近にいない。話を聞いてほしい」という当事者や、「息子(娘)夫婦が離婚するかも」と心配する当事者の親世代などからも相談があります。

他にはどのような活動をされているのですか。

共同親権を啓発する活動です。未成年の子の親権は、両親が結婚している間は共同親権ですが、離婚した後は、



父親、母親のうち、どちらか片方の親だけが親権者となります。いわゆる単独親権です。

これが現在の制度ですが、この単独親権制度の場合は、離婚するにあたって、一つしかない親権を父親と母親が奪い合うことが多くなります。夫婦の葛藤が激しくなった状態で離婚すると、大きな問題が生まれてしまいます。例えば、親権者ではない親と子の面会交流ができなくなる、養育費が払われなくなる、などです。

このような問題を減らすために、離婚後も共同親権にしましょう、共同で子育てをしていきましょう、と共同親権に向けた啓発活動をしています。(離婚後も共同養育が望ましいと考えています。児童虐待の防止、養育費の確保、離婚後の母子家庭の貧困問題対策につながります。)

面会交流支援を利用したい方がいましたら、どうすればよいですか。

無料相談会にいらして、相談してください。その後で、もう一人の親御さんにも来ていただけますが、面会交流のスケジュールの調整、受け渡し支援、付き添い支援など、HUG がサポートさせていただきます。

限られた時間内ではありましたが、ラジオを通じてHUGの活動を知っていただくきっかけになりました。

私たちHUGは発足して4年、たくさんの家庭と子どもたちに出会いました。顧問弁護士先生のご参加により、相談者に更に安心で有益なアドバイスができるようになりました。様々な事情がある日本の離婚家庭で今どんな問題に直面しているかは、当事者一人一人の声を聞くことで一番理解できるのではと考えます。本会報誌に毎号掲載されている「当事者の声」はその一つの事例であり、当事者の切実な思いです。本会の主旨と必ずしも一致するものではないことをご理解ください。

当事者の声

※※ 中信地方の母親より

NPO法人HUGさんには本当に感謝しています。

3回目の調停で、私が欠席した時、全てを弁護士に任せました。私の弁護士は、私の要望を無視し、相手方の条件を全て受け入れ、相手方の弁護士の言う通り話を進めてきました。憤りから弁護士と話し合いも持ちましたが、方向性は変わらず絶望の日々でした。

弁護士を変えようと思い、弁護士事務所を探しましたが、すでに弁護士がついているため相談にのることはできないと断られる日々でした。毎日不安と葛藤し、気持ちが押しつぶされそうになった時、新聞で降旗先生の記事を見つけました。電話をすると、すぐに相談にのって頂けることになり、お会いしました。

降旗先生も杜さんもとても優しく親身になってくださり、二人の笑顔に安心感を抱きました。長時間に渡り、私の話を聞いてくださいました。それからは、調停の前には連絡をくださり、勇気づけのお言葉、的確なアドバイスをもらい、調停後には、疲れた心のケアをしてくださりと、本当に心の支えになっていただきました。

法律に疎い私は、杜さんのアドバイス通り調停を進めたところ、相手方が非を認め、当初二人の子どもの養育費さえ払うつもりのない相手に、慰謝料まで払って貰うことができました。

この調停を通し、私が一番感じたことは勝負に勝つというよりも人の温かさでした。一番辛く苦しい時、降旗先生、杜さんの温かい言葉、支えが何よりも私の生きる力でした。お二人に会うことができ、感謝の気持ちでいっぱいです。



親子の関係を否定され続け...

北信地方の父親より

令和元年2月現在、私は大学1年生の一人娘の父親です。今も定められた養育費を納め、もちろんDVはありません。

平成18年、娘が5歳のある日、帰宅したアパートを見ると部屋が暗く嫌な予感がしました。予感通り元妻や娘の姿は無く、しかも殆どの家財や通帳もありませんでした。娘を連れて実家に帰ったことは予想でき、第三者による犯罪でないことだけは安心しました。翌日、戻ってくるよう元妻やその両親をお願いに行きましたが“離婚しろ、出ていかないと警察を呼ぶ”など言われ、その後何度か電話や訪問をしましたが、門前払いでストーカー呼ばわりされました。約2か月後、同意なく子を連れて家出した元妻から“婚姻費用(※離婚するまで配偶者に払う費用)の分担の調停”を申し立てをされました。

当時、何も知らない私は調停では調停員が双方の言い分を公平に聞いて離婚を思いとどまるよう、子どもと会えるよう共助して下さるものと思っていました。しかし全く違いました。最初は優しく“何でも話してください、相談に乗ります”と言っていたがいざ調停が始まると私の言い分は一切聞かず、経緯や真意も確かめようとせず、“子どもが会いたくないと言えば会う必要ないし出来ない。あきらめろ”“生活費払わないであんた飢え死にさせる気か!”等ター変した凄みのある声で恫喝されました。後に知ったことですが、裁判所の調停委員は、裁判所職員でもなければ家庭問題調停のプロでもない、行政書士などのただの地域の名士であるを知りました。とても名士が言った事とは未だ信じられません。

平成21年の第3回目の調停で元妻が“離婚の申立”、私が“面会の徹底と婚姻費用の減額→養育費への変更の申立”をし、離婚と親権、監護権を元妻にするという条件で、月1回と年に1回の一泊の面会交流で成立に至りました。しかし娘が小学生最後の春休みの面会時に、“中学になると忙しいので会えなくなるのかな?”と不安を漏らしたのを最後に、“風邪を引いた”、“入学準備で忙しい”、“面会はずまらないので会いたくないと言っている”と相手方とのやりとりの内に会えなくなったので、その年の平成25年に“長女との面会要求の申立”をしましたが、“〇〇(父親)は、子が希望するまで、直接の面会交流を控える”と言い渡されそれ以来約7年間会えず、どの高校、大学へ進学したのか?いまだに解りません。(※この時、調停員の誘導に掛からず不調にして、連れ去りによって子どもに会えなくなった私が裁判を起こし、子どもに会えるまで戦うべきだったと猛省しております。)

血の繋がった父親が我が子の消息すら分からないのは人に言えない苦しみです。子どもを放置する残酷な親だと思われているのでは?と思う時もあります。子どもに会う為に役所や児童相談所に相談しても堂々巡りで縦割りだと

実感し、公益社団法人FPICに相談しても“父親は我慢しなさい”で済まされ、法テラスも前文の調停員が相談会にいたので関わりたくなく、最後の砦である裁判所の調停では“子どもに会う必要ない”と言われ続け、行政や司法はまともに機能していないと知りました。立法府も長年、**別居した親子が養育に携われること**に対して何も対策を講じなかった事を感じました。生きる希望を失いかけ、私を含め両親も健康を害し、私や娘をかわいがってくれた伯父や伯母まで心労がもつて最後は病に勝てませんでした。ただ日本は法治国家である事とそれ以上に力で子どもを連れ戻す事だけは人として倫理道徳上、やりたくありませんでした。調停ではハーグ条約で連れ去りの禁止や、国連の子どもの権利条約9条にも“児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する”が明記されている事も聞いていただけませんし、万が一、子どもが病気や事故で臓器等の提供が必要になった場合、適合する可能性は親であることを言っても受け入れてもらえません。裁判所は現代の医学や科学まで否定するのでしょうか?

縁あって平成30年の末より“NPO子ども・家庭支援センター HUG”にて先生方に親身に相談に乗っていただいております。「親が会えないのは明らかにおかしい」を念頭に調停への望み方など多くのアドバイスをいただき、現在裁判所で闘っております。※このような仕事は本来、国や自治体が税金を投入してやるべきことです!

アメリカやドイツなど欧米では一方の親が日本人である場合、“日本へ行くと子どもが誘拐される可能性がある”と渡航に関する注意喚起をし、国際問題にもなっています。EUなどでは一方の親による子どもの連れ去りは犯罪行為ですが、日本国内では容認されてしまっていることが原因のようです。先進国G7の中では日本のみ、先に連れ去った者が同居をして、もう一方の生きている片親を排除し、存在すら否定します。子どもの腕を父母が引っ張り、痛いと言われて手を離れた親が可愛い我が子と離れ離れになるのです。そして親同様に愛情を注いだ祖父母や親族とも離れるのです。引き離された子どもは多くの愛情を受けることができなくなります。これが世界から賞賛されている先進国である日本国の現実です。夫婦は離婚すれば他人でも間に生まれた子どもは親子の絆があります!元夫婦の葛藤は子供には関係の無い事です。連れ去り親は元夫婦間の問題を政争の具にしないでください。

議員の皆様、現法務大臣も法務委員会(令和元年11月2日)で“面会交流が適切な形で行われるのは子供の利益を図る観点から極めて重要である”と答弁しております!**一刻も早く親子が会えるよう法律を施行し、親子が必ず会えるようワンストップで対応できる専門の窓口を設けてください。**そして国は親が安易に離婚しないよう、結婚前の夫婦、親が教育を受ける仕組みを真剣に構築してください。子どもが仲の良い両親の姿を見て将来に結婚の希望を持つことが少子化対策の一策になると思いますがいかがでしょうか?



東信地方の母親より

親権は相手方になるが、子どもとは定期的に会うという約束をして、私は離婚をしました。その後5年間、こちらから働きかけても約束は一度も果たされることはありませんでした。いつしか、この先子どもに会うことは出来ないという絶望に変わっていききました。離婚時に交わした子どもとの約束を果たせぬまま、罪悪感を抱きながら日々を過ごしていました。

しかし一昨年、あるショッキングな出来事をきっかけに、やはり子どもに会わなければならない!という気持ちが沸き起こりました。直後に母に相談すると、当時、松本市でHUGさんが無料で相談会を開催しているという新聞記事を教えてくれました。翌日早速相談に向かいました。その時にスタッフのみなさんから、今からでも遅くない、大丈夫!と励ましをいただき、私は一歩を踏み出すことを決めました。

相手方がしていることが間違っていて、子どもに会えないことを我慢する必要はないことを知り驚いたと同時に、もっと早く知っていればと自責の念も感じました。

その後、あらためて降旗先生と杜さんに相談にのっていただきました。お二人とも私の話にじっくりと向き合ってください、心強い言葉をかけてくださいました。そして調停に向けて具体的なアドバイスをたくさん教えてくださいました。同じような境遇の方が他にも大勢おられて、それぞれ頑張っているということもお聞きました。相談会で聞いたお話は私の行動力の後押しになってくれました。自分で法律や制度など調べられることは全て調べ、無料の弁護士相談会にも参加しました。2~3ヶ月かけて面会交流調停への準備をしましたが、杜さんのアドバイス通り

に進められれば一人でもできると確信しました。

実際の調停は理解のある調停委員と調査官に恵まれ、自分の意見をその都度しっかり伝えて進められたと思います。一回一回終わるごとに杜さんにアドバイスをいただき、それが大変心強かったです。

とにかく相手方の面会交流の必要性への無理解には、調停委員の方々も含め全員が手を焼いたという印象です。子どもが自分の所有物であるような言動と行動は衝撃的で心底呆れました。子どもの調査報告書も、そんな親と生活していれば仕方ないと受け取らざるを得ない内容でした。調停が想定より長引き、調停委員に「諦めた方がいい」とまで言われた時は悔しくて情けなくて涙が出ました。それでも、降旗先生、杜さんをはじめ周囲の理解ある方々に励まされ、最後まで続けることができました。

すでに15歳も間近、受験を控えた子どもの意思を尊重するというので、面会交流まで辿りつくことはできませんでしたが、相手方の非は認められ、私の希望通りの要求が通ることとなりました。離婚後6年にして、ほんの僅かですが初めて子どもの様子を伺い知ることができ、本当に嬉しかったです。諦めず続けられたのは降旗先生と杜さんの励ましがあってこそでした。本当にありがとうございました。

今回の経験から、子どもの片親疎外の実情と、共同親権の海外との大きな違いと遅れを知り実感しました。そもそも親自身や学校関係者などに、共同親権の重要性に理解がないことが本当にショックでした。海外では離婚時に双方の親が親教育プログラムを受けることが必須で、子どもへの影響が最小限になるよう支援があるそうです。日本もそうなるべきではないでしょうか。片親疎外の実情ももっとわかってほしい!共同親権への理解が深まり、一刻も早く制度が整備されることを心から願います。

Topic

相談会現場で遭遇する 児童期・青年期に見られる 4つの障害

1. 自閉スペクトラム症
(自閉スペクトラム障害:ASD)
2. 注意欠如・多動症
(注意欠如・多動性障害:ADHD)
3. 学習症(学習障害:LD)
4. チック症

HUG会員募集

HUGの活動はたくさんの会員の皆様のお力によって支えられています。会員を随時募集しています。子どもの幸せのために何か少しでも行動したい、HUGの活動に興味がある、支援したい、見守りたい、と思われる方は事務局までお問い合わせください。

【入会金・年会費・寄付金等の振込み先】

- A: ゆうちょ銀行
記号: 11140 番号: 42302161
名前: (トクヒ)コドモカテイシエンセンターハグ
- B: 他行から振込みの場合
口座金融機関コード: 9900
店番: 118 店名: 一一八(イチイチハチ)
預金種目: 普通預金 口座番号: 4230216
- C: 寄付募集サイト・長野県みらいベースにて寄付
税制上の優遇措置が受けられません。寄付対象団体に、「NPO子ども・家庭支援センター HUG」とご指定ください。

NPO 子ども・家庭支援センター HUG(ハグ)

HPはこちらから▶



事務局

〒381-0012 長野県長野市大字柳原1904 TEL 090-1829-7600

E-mail aimama9393@yahoo.co.jp ホームページ <https://apvisitation.wixsite.com>